

岩倉市認定こども園等給食費支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けながら認定こども園、認可保育所、小規模保育事業所（以下「認定こども園等」という。）を利用して
いる児童（以下「利用児童」という。）に対して安定的な給食を実施して
いる認定こども園等を支援するため、当該給食を実施する認定こども園
等に対し、必要な費用を補助する岩倉市認定こども園等給食費支援事業
費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるもの
とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に
定めるところによる。

- (1) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提
供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規
定する幼保連携型認定こども園のうち学校法人（私立学校法（昭和
24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）又は社会
福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定す
る社会福祉法人をいう。）により設置されたものをいう。
- (2) 認可保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」
という。）第35条第4項の規定により国、都道府県及び市町村以外の
者が設置した保育所をいう。
- (3) 小規模保育事業所 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事
業を実施する事業所をいう。

(対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、
岩倉市内に所在する認定こども園等のうち、令和8年7月以降、利用児
童に対して安定的な給食を継続して実施し、かつ、物価高騰による給食
費の影響分を利用児童の保護者等へ転嫁することなく負担している施設
の設置者（物価高騰による給食費の影響分を利用児童の保護者等へ転嫁
した施設の設置者については、その転嫁分を当該保護者等に返還等をす
ることにより、次条の対象期間において、保護者等に対して物価高騰の
影響分を転嫁していないものと同等の対応を行っている者に限る。）とす

る。

（対象期間）

第4条 補助金の対象期間は、令和8年7月1日から同年9月30日までとする。ただし、認定こども園に限り、夏季等における休業日を定めている場合は、令和8年7月1日から同年9月30日までのうち連続した1月に相当する期間を除いた上で、同年6月1日から6月30日までを加えた期間を対象期間とすることができるものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、対象事業者が前条の対象期間に給食を実施した延べ利用児童の数に、1食当たり100円を乗じて得た額とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする対象事業者（以下「申請者」という。）は、令和8年10月31日までに、岩倉市認定こども園等給食費支援事業費補助金交付申請書（様式第1）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、岩倉市認定こども園等給食費支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 前条の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、令和8年11月30日までに、岩倉市認定こども園等給食費支援事業費補助金実績報告書（様式第3）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び交付等）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、岩倉市認定こども園等給食費支援事業費補助金額確定通知書（様式第4）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、岩倉市認定こども園等給食費支援事業費補助金請求書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を交付の目的以外の目的に使用したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付について不正の行為があったとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させなければならない。

(検査等)

第12条 市長は、補助事業者に対して、事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和8年10月13日から施行し、同年6月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年12月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条から第12条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。